

第19回 江南市自治基本条例検討委員会会議録(要旨)

開催年月日 平成22年11月15日(月)

場 所 第2委員会室

議題1 (仮称)江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)について

議題2 その他

■(仮称)江南市市民自治によるまちづくり基本条例(素案)について

会長より、きょうは、パブリックコメントと市民懇談会を整理した大量の資料が提示されている。これらを順次検討しながら、まとめに入っていきたいとの説明がされた。

◆市民懇談会について(各委員等から報告)

- 市民懇談会の参加者は、10会場で209名。一番多い古知野北公民館が41名、一番少ない地域情報センターが12名であった。シンポジウムについては125名の来場があった。
- それこそ両極の意見があって、新たな課題として取り組むべきこと、あるいはこういう懇談会自体が大変大事なものではないかという肯定的な意見。逆に、この条例をつくっても何も変わらないんじゃないかという意見もあった。
- 私は市民懇談会で、今、なぜこの基本条例が必要なのかを話した。今までと違って、小さな行政をつくっていく上で、我々市民の協働ということが課題になっていることを説明したが、なかなかわかってもらえない。一般市民の参加が非常に少なかった。一般市民の声をもっと聞く機会がほしい。
- もうちょっと若い方に参加してほしかった。現実を理解していかなきゃいけないが、ここまで来たからには、きちっと我々も推し進めて、いいものを協働という形で考えていかなきゃいけないんじゃないかと感じた。
- 市民懇談会に出た限りでは、結構深く勉強されている方もいるなど、そういう実感はあった。
- 3点ある。一つはこの条例が私たちにどう関係してくるのかという疑問を抱かされていた。地域の課題を解決していくための基本的なもので、具体的な条例はさらに今後つくっていけばいいんじゃないかという回答をした。2点目は議会との関連はどうなるのか。3点目、住民投票制度の条文で、市民の声は反映されないのかということがあった。
- 実は、ある議員さんは3カ所回られたそうです。その3カ所の雰囲気演説されていた。その内容は、3カ所の参加者は、議員と市の職員ばかり。こんな中でつくる自治基本条例にどんな意味があるんだというもの。
- ある方は、地域の区の中で、やりたいことがあり、それを市に言ったが、受け入れ

られなかった。よくそういうことはあるんですよね。あつものに懲りてなますを吹くような状況になっている人もいると思った。これからはそうじゃないんだよということで、いっぱい議論した。

- すいとびあのシンポジウムと古知野北公民館の市民懇談会に出席した中で感じたのは、区・町内会の役員の方は、この条例ができると何をやるのかなあという思いがあったと感じた。この条例をつくることによって、協働だ、協働だといわれているが、私たちは何をやるのかなあというようなことで、その辺がよくわからないようだった。
- 参加した市民懇談会は、なかなかよい討論会になった。説明側からばかりでなく、参加者からも意見が出され、盛り上がったと思う。この条例ができてどうなるのかという意見があったが、会場に来ない方にも、同じようにある意見だと思う。今後はそれをどう解決していくのか。そして、この条例ができると、やらされると思っている人がまだいるのは、まだこちらの説明不足もあるかなと実感した。
- 出席されているのが区長さんや区長経験者の方は、今後、我々はどうするんだと。やらなければならないという意識をすごく持って、参加されていた。今後は、私たちの働きかけというのが大事になっていくと思った。
- 懇談会に集まりが悪いというのが残念だった。時間帯の問題もあるかもしれない。夕食のこともある。これからは考えなきゃいけないのかと思った。また、地域力がある程度あるという考えがあるのか、市議会議員は市全体の将来の活動をやればいいという方もいた。
- 私は防災安全課長の立場でもあり、検討委員の立場でもあり、地元区長という立場で、古知野東公民館で参加した。仕事の関係上、防災、防犯、交通安全。やはり地域の方の意識の改革も非常に大切であり、また行政と連携してそういうものに、防止策を考えていかなければならない。区の役員会で自治基本条例を説明したが、市役所がやればいいという意見はなかった。そういう雰囲気になってきた。これからもいろいろな機会をとらえて地区の代表者、また代表者を通じて、住民への周知を図っていきたい。
- 子育て支援をやっているが、やはり若い方が少ない。なぜだろうと考える場合に、この自治基本条例の大切さを痛感する。人生の先輩方が次世代のために、意見を出し合って自治基本条例をつくるのが非常によいと思う。いずれはそれが、若い人に伝わり、若い人もいずれは、こういったことに参加したい、参加するんだという気持ちになる、そういう文化の高いまちになっていけばと思った。
- 他人依存型、行政がやって引っ張っていけばいいという方が多い傾向にあると思った。この辺を少しずつ変えていけたらと思う。
- この条例が施行されると、今の区長の仕事が大幅に変わるんじゃないかというような心配が出されていた。また、この条例をつくるのは、もっと市民との協議を重ねてからでも遅くないとの意見もあった。進め方は、いろいろな考えがあるので、いろいろな意見も出る。
- 皆さんがこの条例制定に関して、そんなに深く考えていないという感じを受けた。

- しかし、意見を発言されている方からは、この条例が制定されたあとの心配事、若しくは制定後、自分たちはこうしていきたいといったような意見があった。
- 社会貢献されている方とそうでない方の意識は違うなというのが一つよくわかった。それに、区の方々も、今までの協働とは、行政から依頼されたものを行っているだけで、地域の課題を地域の人たち自らが解決していきたいというところまではいっていない。条例をきっかけにして、市民の方々の協働という具体的な活動につながるようなところまで、いかに浸透させるのかが行政の課題。
 - 今後、行政からお願いしていた協働を、今後は市民の方々をいかに巻き込んでいくかという方法を工夫していかなければと思っている。
 - 市民の間でも、熱の差があると感じた。と同時に地域によっても違う印象を受けた。関心が強い地域に、協働のきっかけになるような事例ができるといい。
 - 条例をつくるのに、今までにこのような過程はなかった。区長さんたちは、一体何事が起こったのかと。ご年配の方は、国民が総動員された暗い時代を連想した人もいるのではなかろうかと感じた。
 - これが江南の現状だと素直に受け入れる。普通、皆さん、こういう抽象的なものには来ない。条例ができたあとも、啓発が必要だと思う。地域のリーダー、区長、市民活動団体の代表、若い人だったら、PTAの役員とか、それぞれ対象を絞って行う。一般的にやっても来ない。
 - 私も古知野北公民館へ行ったが、全体としては現状満足という意味が強い。それはそれで結構なことだと思うが。同時に、この条例の内容については、皆さんそんなに違和感はないし、当たり前じゃないかと。基本的には受け入れられていると楽観的な感想である。
-

◆パブリックコメントについて

- パブリックコメントには、全国の条例に非常に詳しい方がいて、ほかの条例と比べて、ほかにはこんな条例はないという批判的な意見がある。また、専門性が高い方だと思うが、自治体法務からすると、こんな文言を使う条例はないと。いずれもこんな条例をつくったら、みっともない、恥ずかしいという文脈である。これをどう受け止めるのか。結論的には、私は、むしろよそにないということは、大変ユニークなものをつくったということであるし、自治体法務、行政の専門用語が使われていないということについては、“市民の言葉でつくった条例”であると考えたい。
- 私たちは法律の専門家でもないし、また、専門家のような文章にすると、余計に市民にわかりにくくなってしまうこともあるので、これでいいんじゃないかと思っている。
- この条例が市民の言葉で、地域の血の通った言葉で条例をつくれば、そんな難しいことを考える必要はないと思う。検討委員が理解できても、市民が理解できないと。
〔地域協働課長、パブリックコメントのN o ごとに説明〕
- N o 1 に対する市の考え方は、現行どおり。

- パブリックコメントでは、グローバリゼーションを経済的なことに限定している。経済的な面もちろんあるが、むしろ分権につながるといったことでは、政治的な面が同時にある。3行目の「社会のあり方」の前に「国家や」を入れて、「国家や社会のあり方」としたらどうか。
- パブリックコメントでは、最後の「基本的な理念とルール」があいまいすぎるので、「制度」に修正することを提案している。ちょっと硬くなるが、「理念と制度」の方が正確かと思う。
- 市民には、「ルール」の方がわかりやすい。野球でもサッカーでも観ていて、ルールというとなりやすい。
- 前文には、行政の役割が何もない。市民の皆さんに、協働でまちづくりをなさいよ、なさいよという言葉だけ。皆さんの活動、思いを育てていくためにバックアップしますよということがあってもいいんじゃないか。
- 賛成。パブリックコメントにも、そういうことが出ている。何か市民だけが、自治、自治といわれ、尻をたたかれているようで。行政は協働といいながら、自分の方の宣言がない。
- 正確に読むと、「まちづくりの担い手である市民、事業者等及び市が」となっており、これは市が対等に入っている。ここは大事なところ。
- 「地域の総力を結集する仕組みを作っていく必要があります」の次に、「また、市は、市民の信託に応じて効果的に市政を運営し、よりよい市政の実現のため、これからも自らの責任を果たしていきます」という文章を入れてもらいたい。
- 私は、最後の文章は、「基本的な理念とルールを確認し、共有するとともに、市民の信託に応じて効果的な市政運営をして、よりよいまちづくりに責任を果たすことを宣言し、ここに「市民自治によるまちづくり基本条例」を制定します」と。行政の力なしではいけない。
- 市民だけでやれとは書いていない。逆に、行政がもっとやってくれればいいじゃないかという意見が、なお強いという中で、協働を打ち出したのが特徴。
- ここで、行政が頑張っ、やってあげますという雰囲気が出ちゃうと、結局、元も子もない話になる。
- 懇談会では、何か押し付けられるんじゃないかというのがあるでしょ。そういう中で、市民に何か一方的にやりなさいよ。あなた方が主役ですよ。で、行政はどうなのよ、というように思っちゃうのではないのか。
- あえて、入れない方がいいと思う。今後、地域協議会の設立につながる時に、行政の影響力があまりあってはいけないので、そのためにも、抜いておいた方がいいと思う。頼らないためにも。
- N o 7に対する市の考え方は、現行どおり。「最高規範」については、検討委員会で検討した結果、素案のとおりとなった。また、「意思の表明」という表現も不適切であるという意見であるが、明確な理由も見当たらないと考え、委員会の提案を尊重し、現行どおりとしていきたいとの考え方に立った。
- 「最高規範」を書いたところで、実際は、意味がないというのは、行政法学者の意

見。政治学者は書いておくと。

- パブリックコメントの考え方は、基本的に政治学的な視点。「意志の表明」を初めて聞いたというが、これこそ、市民の声で書いた、市民の思いでやっていることがあって、むしろユニークな表現で、その代表がここだと思う。
- N o 1 3 に対する市の考え方は、「自治体」と「地方公共団体」の二つの用語が使用されているものを、「地方公共団体」の方に統一する。
- 法律用語で使っているかどうかだけの違いで、実体は同じ。
- N o 1 4 に対する市の考え方は、自治法では、執行機関に「消防長」が入っていないので、「執行機関等」に修正している。
- N o 1 5 に対する市の考え方は、「取り組みや事業」の前に「公益的な」を入れる。
- コミュニティビジネスを広くとらえたのは、すごく重要。
- N o 1 6 に対する市の考え方は、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 の規定に基づく地縁による団体」に修正している。
- N o 1 7 に対する市の考え方は、「まちづくりのうち、議会及び執行機関等の活動をいいます」に修正している。
- N o 1 9 に対する市の考え方は、現行どおり。
- 「施策等」とあるが、何の施策か。「施策」というと、市の施策だけか。
- まちづくり組織が行うまちづくりも含めて考えていた。
- 行政のそれだったら、「市の施策等」にしたらどうか。
- 例えば、自治会なんかで何か決めるときに、そちらは関係ないとなっちゃうといけないので、具体的に書けば、「市の施策や地縁による団体の活動」か。
- ここは、ペンディング（保留）にしておきましょう。
- 「立案、実施、評価のそれぞれの過程から」の「過程から」は、「過程において」の方がまだ落ち着く。
- N o 2 5 に対する市の考え方は、「市民は、まちづくりに、年齢、性別、国籍等にかかわらず、平等に参加できるものとします。」に修正している。また、解説もそれに合わせ修正している。
- N o 2 3 で、同意反復ではないかという指摘があった。第 2 章は、「本市のまちづくりを推進するため」といえば、反復の印象はかなりなくなる。第 5 条の説明、条文、解説の「市民自治による」を削除してもあいまいにはならず、返って、主張がはっきりする。
- N o 2 9 に対する市の考え方は、「責任を持つものとします」に修正している。
- N o 1 2 で「事業者等」に「公益的活動を行う組織」を含めた関係で、「寄与する」は少し弱いのではないかと考え、「参加する」に修正している。
- N o 3 3、3 4 に対する市の考え方は、「まちづくり組織」は削除しないが、「まちづくりのための活動」は「まちづくりの活動」に修正している。
- N o 3 9 の②に対する市の考え方は、「地域内の住民自身でできることは、住民の自主的な参加のもと」に修正している。
- N o 4 6 は、条文云々ではなく、条例をどう認識しているのかという質問。それに

対しては、地域が抱える課題は、全市的なことから、ごく身近なものまでであるが、身近な課題については、地域で解決されることを期待している。“自治力”の向上を期待しているということが、市の考え方である。

- ここは提案者の個人的な主張をかなり細かく言っているのだから、どういう問題や関心を持っているのかはよくわかる。印象では、町内会への批判、否定が強い。
- 行政から委託されたことをやって、それを区の中に徹底させるのに重点を置くものだから、それに対する反論が出る。
- これからまちづくりを進めていこうというときに、町内会をはずしてできるかという、それは無理。これからどうするかというときに、住民の力はどこにあるのかということでは、やっぱり、地域のこの組織。
- 区・町内会は、これからのやり方によって、地域課題解決の方向にいけると思う。確かに組織は古いけど、取り組み方によっては、可能性がどんどん出てきていると、実際に関わっている私は今、感じつつある。
- この章は、少し文章の修正がある。これも。もう一回やりましょう。
- N o 4 4 の①に対する市の考え方は、「執行機関等は、市民及び事業者等がまちづくり組織の活動に参加しやすい環境づくりを積極的に行うものとします。」と第1項を修正している。
- 第14条第3項に「交流機会の創出」とあるが、「創出」はないものから、初めてつくることだが、実際にはいろいろなものがあって、それを更にということも。「設けるなどにより」でいいのではないかと。「創出」はちょっと大げさという感じ。

■2 その他

- 次回の検討委員会は、11月22日（月）午後6時から開催されることとされた。